

# 1 静岡県盛土等の規制に関する条例及び施行規則の一部改正(案)

○盛土規制法での規制の開始に伴い盛土条例を改正するので、意見を求めるものです。

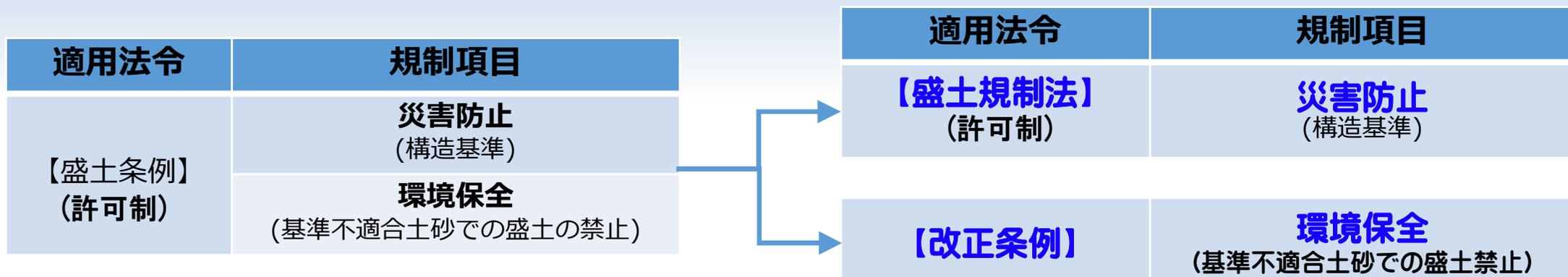
## 【ア 背景】

- 盛土等に伴う災害の防止を図るため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「**盛土規制法**」）が**成立**
- 盛土規制法に合わせ、**建設発生土の適正処理の取組が強化**
- **県議会特別委員会**からの**盛土条例の在り方に関する提言**

## 【イ 改正を行う理由】

- 盛土規制法により、全国一律の基準で災害防止の規制が行われるため、盛土条例からは**災害防止の規定を削除**し、規制の重複を避ける必要がある。（**盛土条例の環境保全の規制の枠組みは維持**）
- 盛土規制法との混同を避けるため、**条例の名称を見直す**必要がある。
- 他法令により強化された建設発生土の適正処理の取組を活用し、**規制を合理化する**必要がある。
- 生活環境の保全の規制が円滑な経済活動を阻害することのないよう、**開発型盛土や現地流用盛土**について**手続の簡略化等を行う**必要がある。

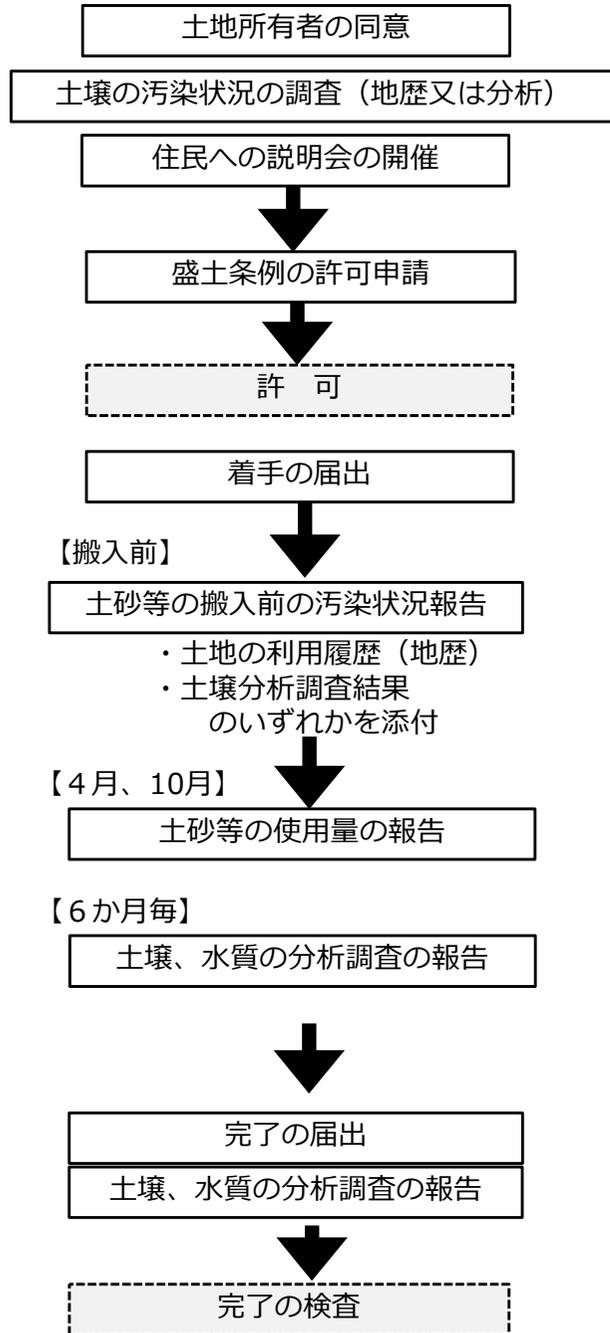
## 【ウ 盛土条例と盛土規制法による規制のイメージ】



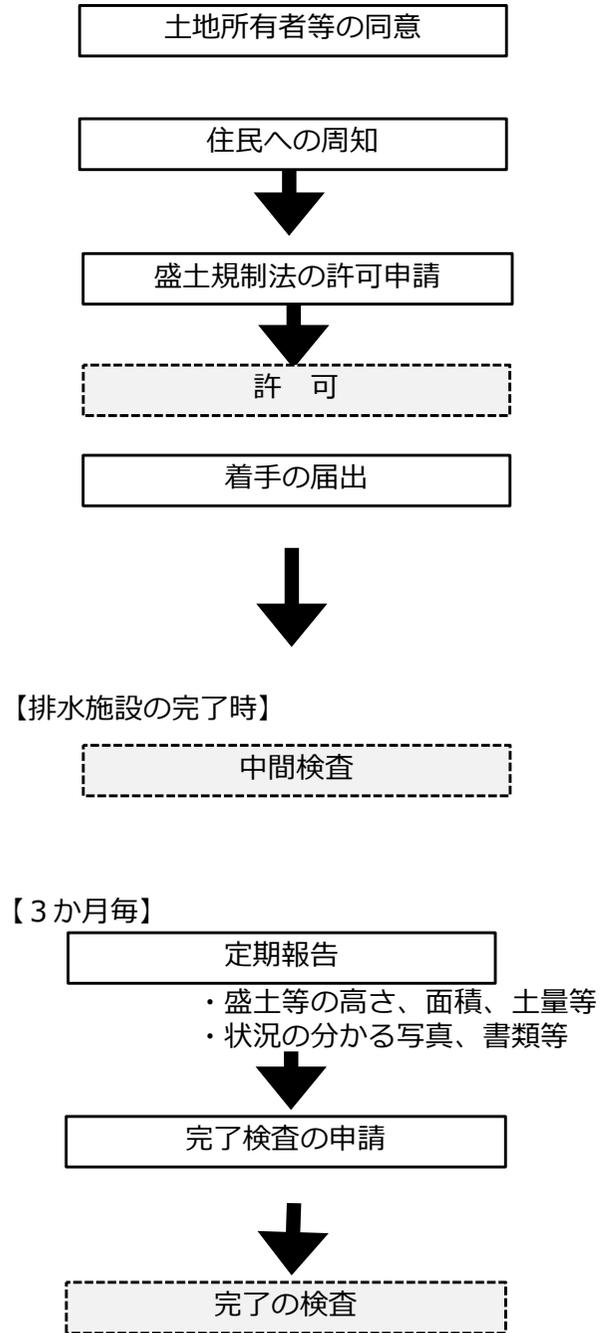
## 2 今後の盛土規制法と改正盛土条例の手続のイメージ案



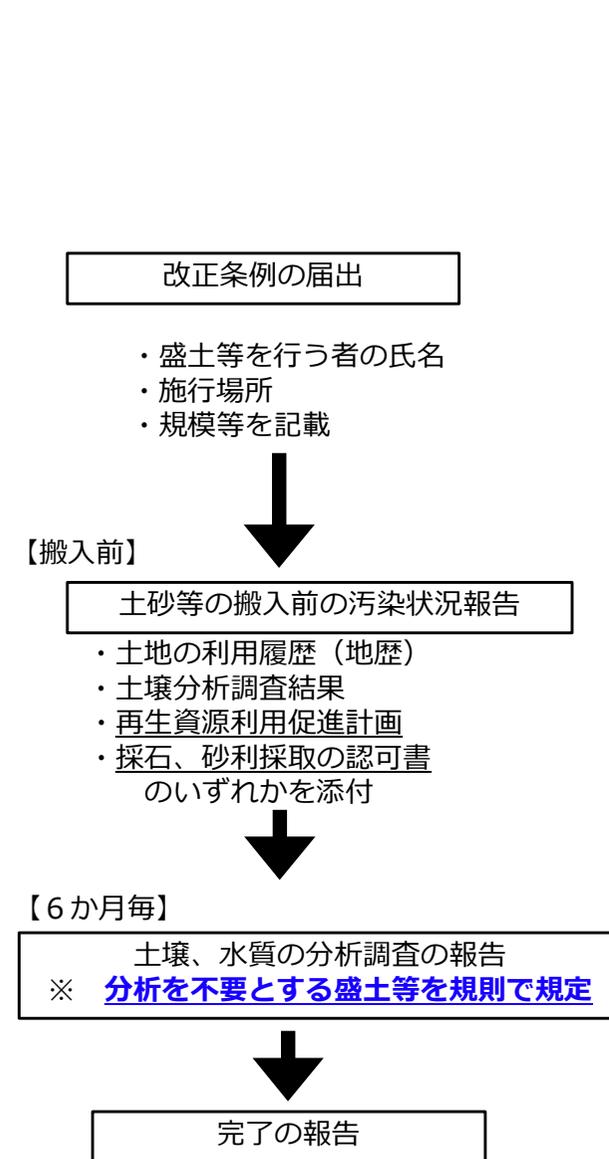
### 【現行盛土条例】



### 【盛土規制法】



### 【改正盛土条例】



## 3-1 条例の改正案の主な内容



### 【盛土条例の改正案の主な内容】

- 条例の名称を「**静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例**」に改める。
- 盛土規制法に委ねる**災害の防止に関連する規定は削る**。
- 「基準不適合土石による盛土、埋立て等の禁止」、「土石の搬入前の汚染のおそれの確認・県への報告」、「水質や土壌の調査の実施」などの**盛土条例の生活環境の保全に関する枠組みを維持**する。
- 届出の**対象は、①盛土規制法の許可が必要な盛土・堆積、②埋立て**とする。
- 盛土条例と同様に、**届出の対象とする規模は1,000㎡以上**とする。
- 工事に伴う一時堆積、土石の現地流用による盛土等は、届出や水質・土壌の分析調査の対象外とする。
- 埋立てについては、周辺住民に対し、説明会の開催その他の周知の実施を求める。
- **水質・土壌の分析調査を不要とする要件**（土石の搬入前に汚染のおそれのないことを確認できた「開発型盛土」など）**を規則に定める**。

## 3-2 条例の改正案の主な内容



区 分	盛土規制法	現行条例	改正条例案	
目 的	○災害防止	○災害防止 ○生活環境保全	○生活環境保全	
県が規制する 区域	県全域 【政令市除く】	県全域 【政令市含む】	県全域 【政令市含む】	
対象行為	盛土・切土・堆積	盛土・埋立て・堆積	盛土・埋立て・堆積	
環境保全 規制	なし	○基準不適合土砂による盛土の禁止	維持	
		○搬入土砂の汚染確認	維持（規則で緩和）	
		○水質・土壌調査	維持（規則で緩和）	
災害防止 規制	○構造基準への適合 ○完了検査	○構造基準への適合 ○完了検査 ○土砂等搬入禁止区域	削る	
周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催</li> <li>・書面の配布</li> <li>・掲示とネット閲覧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催</li> <li>・書面の配布</li> <li>・掲示とネット閲覧</li> </ul> ※規則で規定	埋立てのみ
許可・届出の 対象規模(面積)	500㎡超	1,000㎡以上	1,000㎡以上 (現地流用は届出不要)	



### 【 条例施行規則の改正案の主な内容 】

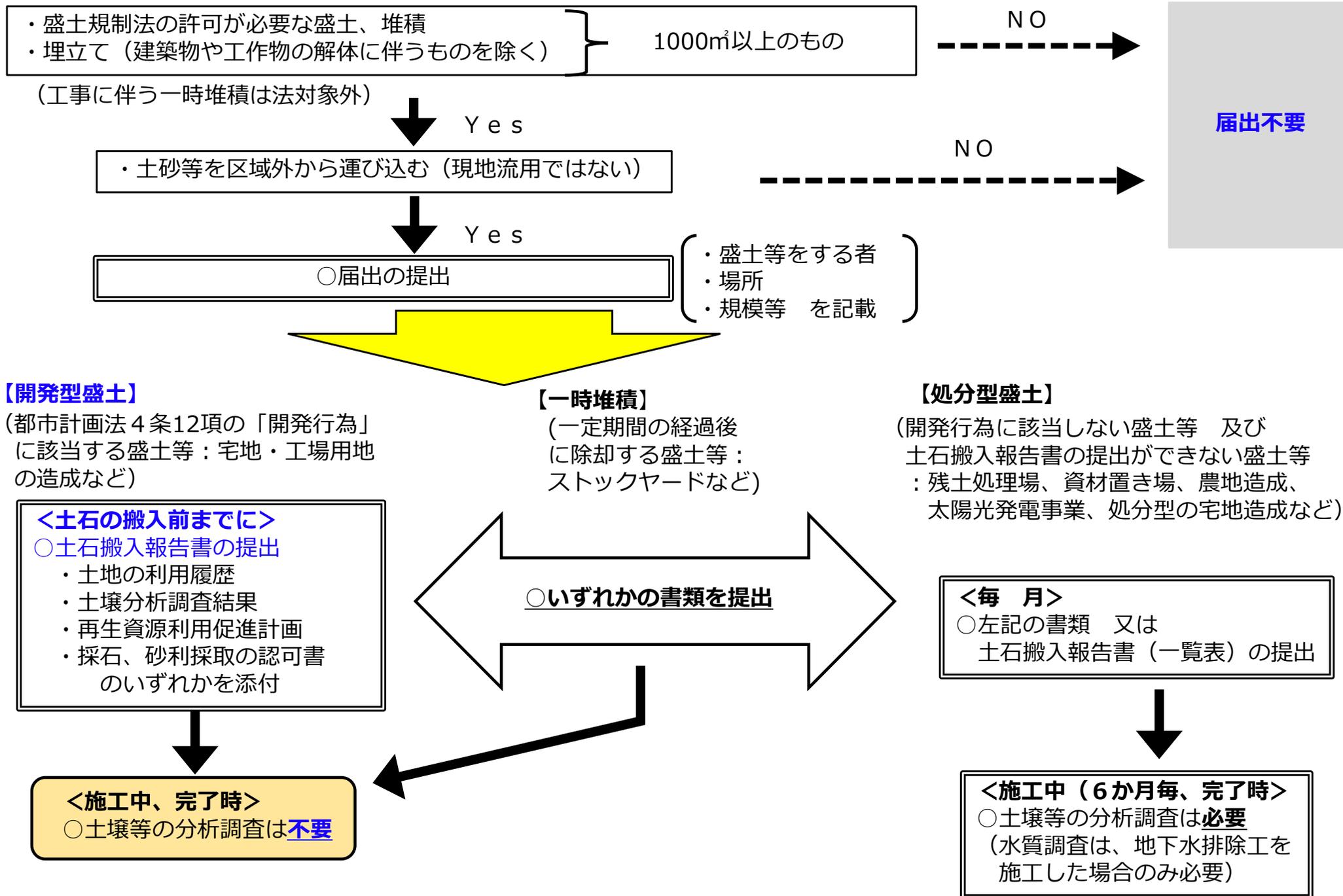
- 土石の搬入前の汚染のおそれの確認に使用する書類として、再生資源利用促進計画や採石法等の認可書を追加し、**規制を合理化**する。
- 「**開発型盛土**」（例 **宅地や工場用地等の造成**）は、土石の搬入前に汚染のおそれのないことを確認して県に報告すれば、**水質や土壌の分析調査は不要**とする。
- 「開発型盛土」に該当しない「**処分型盛土**」については、**これまでどおりの生活環境の保全の規制を維持**する。
- **ただし、一時的な堆積**（例 **ストックヤード**）は、土石の搬入前に汚染のおそれの確認・県への報告は必要とするが、**水質や土壌の分析調査は不要**とする。

## 4-2 条例施行規則の改正案の主な内容



区 分	現行規則	改正規則案
搬入土石の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の利用状況等の調査結果</li> <li>・土壌分析調査の結果</li> </ul>	<p>○左の書類に加え<b>次の書類も可</b>とする。</p> <p>発生元の土対法手続や搬出先の許可状況を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>再生資源利用促進計画</b> (建設副産物を搬出する際の計画)</li> </ul> <p>土地の利用状況と土砂の発生元が証明される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>採石法、砂利採取法の認可書</b></li> </ul>
土壌・水質の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工中(6か月毎)</li> <li>・完了時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>開発型盛土</b>は、搬入時に上記書類で汚染のおそれがないことが確認できれば、<b>分析調査は不要</b></li> <li>○ <b>一時堆積は、分析調査は不要</b> (汚染のおそれの確認は必要)</li> <li>○ <b>処分型盛土</b>は、これまでどおり、<b>分析調査が必要</b></li> </ul>
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>書面の配布、掲示とネット閲覧</b> (埋立てのみ)</li> </ul>

# 5 盛土条例・施行規則の改正に伴う手続のフロー図案



# 6 経過措置の案



施行日：令和7年5月26日

